第 55 号議案「吉川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例」に対しまして市民の会・無所属を代表しまして反対の立場から意見を述べさせていただきます。

提案理由は「教育委員会が行っている、文化財の保護を除く**文化に関する事務について、市長が管理し、及び執行することとしたい**」という内容であります。その理由と目的について議案質疑にて岩田京子議員が「文化部門について移管しないと何か不都合があるのか、あったのか」、と問いかけました。これに対する答弁では「スピード感」をもって文化事業などに対応するため、高齢者の方の介護予防や川まつりなど各種事業などにも総合的に連携して取り組めるように、とのことでした。

いわゆる公教育の３原則は、義務性、無償性、中立性です。政治と教育・文化は一定の距離を保って取り組む仕組みが過去の先人の知恵をもって培われてきました。政治と分離して行われてきた教育部門の文化的な部門を市長部局に移管するのであれば、なぜ移管が必要なのか、何を目指すのか、その効果など十分な説明と意見聴取に元づく多くの市民や関係者の納得が必要だと考えます。

いささか拙速であり、違和感を覚えます。

芸術・文化についてはじっくりと醸成していくことも大切でありであり、「スピード感」は必ずしも優先すべきではありません。市長を長とする総合教育会議も設置されました。事業についての議論や推進をする上で、あえて移管を急ぐ必要性は胸に落ちません。

まず文化事業や文化振興の目指す方針を明確にしたうえで職員を信頼し、最大限に活かし、市民とともに様々な事業を展開し、市民生活に潤いを与えていく。それは可能だと思います。民間でも行われている横断的に活動できるプロジェクトチームの設置や、それぞれの関係部課が連携することで進めることでの取り組みは難しいことでしょうか。

今回のような文化部門の移管など新たな組織編成をする時には関係団体や市民への丁寧で分かりやすい説明、議会上程の手順をもっと大切にし、納得の上で進めるべきです。

文化振興は幅の広いテーマです。この機会に市民が議論するきっかけを作り、市民自治の醸成にも繋げるべきと考えます。

総務水道委員会では「関係団体の総会などで説明し、異論が無かった」との答弁がありましたが、実際の議事録等を確認すると、挨拶の最後に報告しただけ、というか一言言っただけというのみで議論を促すことがやや軽視されているようにも感じられました。その場にいた市民の方々からも「そんな話があったか記憶にない」という声も頂いています。記憶に残らない説明では意味がありません。「報告した、言った」という事と「説明をして議論をし、異論が無かった」事とは大きく違います。私どもは説明責任が十分ではなく、市民の納得も得られていないと受け止めざるを得ません。

文化部門の移管がなぜ必要なのか納得のできる説明が欠けています。情報の公開、説明の責任が果たされていない、ということを重ねて申しあげて、今回の５５号議案には反対させて頂きます。

来年は明治維新 150 周年です。維新の立役者の福沢諭吉の言葉を一言紹介します。

「政事と教育と分離すべし」政治は人の肉体を制するものにして、教育はその心を養うものなり。政事は政事にして教育は教育なり。

第５７号議案「吉川市職員定数条例及び吉川市部設置条例の一部を改正する条例」について、市民の会・無所属を代表し、反対の立場で討論致します。

提案理由は、「第５次吉川市総合振興計画及び吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に推進するため、実効性のある組織体制としたい」とありますが、吉川市の将来を見据え、特に市内の「産業振興」を効果的かつスピード感を持って進め、継続的な発展を目指すための条例の一部改正であると理解しております。また、それに対する市長の思い、意気込みが強く感じられます。
しかしながら、今、新たに「産業振興部」を設置することについては、以下の問題があり賛成出来ません。

第１点は、これまで本会議での議案質疑と委員会での審査の中で、今、「産業振興部」を設置する必要性及び何をやるのかが見えないことです。
設置理由と具体的な目標、取組をいつどのようにやるのかが分かりません。「産業の振興」は、現在の農政課、商工課を軸に連携を強化することで対応できることではないでしょうか。市長主導の下、政策室にこのプロジェクトを設け、必要な人材を集め推進することも考えられると思います。

第２点は、手順、手続きの問題です。
現在、「産業振興条例」の策定が進められておりますが、この条例について、議会への説明もなく、提案も受けておりません。このような中、「組織」を見直し、「産業振興部」を先行して設置することに違和感を覚えます。

第３点は、費用対効果、行革の視点が欠けていることです。地方自治法第２条で、「最少の費用で最大の効果を上げること」「組織及び運営の合理化に努めること」が自治体に求められています。大きな課題を抱える当市にとって、財政にゆとりがある状況ではないと思います。今回の、部を設け、人員を増やすことには納得出来ません。
以上の理由から、今回の条例の一部改正は時期尚早、拙速であると言わざるを得ません。

「産業振興」の必要性・重要性については私どもも理解しており、意欲のある農・商工業者に対し、市として発展の道筋を示し、可能な支援について考えるべきだと思います。また、強力にこれを進めて行きたいという市の意気込みは分かりますが、そのことが直ちに「産業振興部」設置に繋がるものではないと考えます。
まずは、現在の体制の中で、地に足の着いた取組みをしっかりと行い、実績を積まれるようお願いを致します。
市が行う取組み、事業の大前提は、『市民が望んでいる』ことであります。市民の幸福に繋がることであればこそなおのこと、市民の理解・納得、協力なしに行うことは出来ません。
市民・議会の声に真摯に耳を傾けるとともに、情報の公開と丁寧な説明が求められます。
そうでなければ、市民が主役、市民ファーストの市政ではなく、市役所や市長のための市政になりかねません。

市民の会・無所属としては、「吉川市職員定数条例及び吉川市部設置条例の一部を改正する条例」について、「反対」を致します。